



院内学級の通信を作成しました。名前は「スマイル通信」です。スマイルは院内学級の愛称兼マークです。院内学級について、いろいろお知らせしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 院内学級の概要について

学校教育法第81条第2項の規定に基づき、入院中、教育を受ける機会を提供される教室（特別支援学級の一つ）のことで、慢性の心臓病、肺、腎臓などの疾患で長期間の入院、または継続して治療もしくは生活規制が必要な子どもや病弱児を対象として、病院内に設置されています。

入院中の子どもたちは、学習空白や入院による不安感などがあるため、学習を受ける場所と時間の確保が求められます。

院内学級では、児童・生徒が転学する前に通っていた学校への復帰を目ざし、通常は以前の在籍校の教科書を使い、それぞれの進度にあわせて授業が行われています。学習の遅れが生じないように基礎学力を中心にした指導が重視されるとともに、児童や生徒の精神的な支えとなり、入院中の時間を楽しく過ごせるように配慮され、病棟と連携した年間行事や、催しなどもあります。

2 病弱と教育の場



① 病弱について下記のように定義されています。

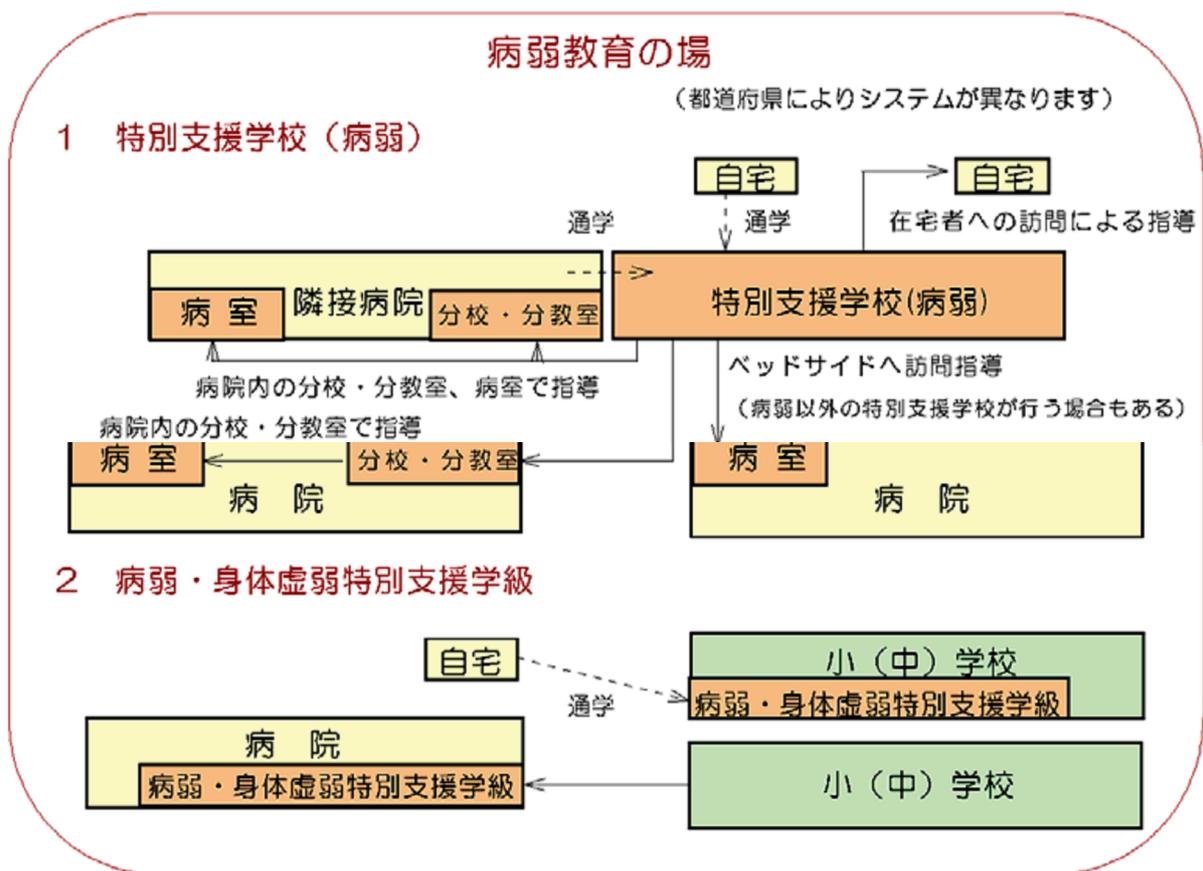
- | | |
|-----|--|
| 病弱者 | 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの |
| | 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの |
- ※学校教育法施行令22条の3

② 病弱教育の対象となる病気（H25年10月公表 文部科学省）

「教育支援資料」に例示されている病弱教育の対象となる病気

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 気管支喘息（ぜんそく） ② 腎臓病（急性糸球体腎炎、慢性糸球体腎炎、ネフローゼ症候群） ③ 筋ジストロフィー ④ 悪性新生物（白血病、神経芽細胞腫） ⑤ 心臓病（心室中隔欠損、心房中隔欠損、心筋症、川崎病） ⑥ 糖尿病（1型糖尿病、2型糖尿病） ⑦ 血友病 ⑧ 整形外科的疾患（二部脊椎症、骨形成不全症、ペルテス病、脊柱側湾症） ⑨ てんかん（緊急対応を要する発作、危険を排除しながら見守るのが中心の発作） ⑩ 重症心身障害 ⑪ アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎、食物アレルギー） ⑫ 肥満（症） ⑬ 心身症（反復性腹痛、頭痛、摂食障害、起立性低血圧） ⑭ うつ病等の精神疾患（うつ病、双極性障害、統合失調症や神経症等も含む）と発達障害など ⑮ その他（色素性乾皮症（XP）、ムコ多糖症、もやもや病、高次脳機能障害、脳原性疾患等） |  |
|---|---|

③ 病弱教育の場 ※全国特別支援学校病弱教育校長会「病気の子供の理解のために」



3 病弱教育はなぜ必要なのか

※文部科学省の通知「病気療養児の教育について」を引用

①積極性・自主性・社会性の涵養

- ・長期にわたる療養経験から積極性、自主性、社会性が乏しくなりやすい傾向にあるため、健全な成長を促す上でも病気療養児の教育は重要。

②心理的安定への寄与

- ・病気への不安や孤独感などから心理的に不安定になりやすく、健康回復への意欲を減退させてしまいがち。生きがいを与え、心理的な安定をもたらし、健康回復への意欲を育てることにつながる。

③病気に対する自己管理

- ・病気を改善・克服するための知識、技能、態度及び習慣や意欲を培い、病気に対する自己管理能力を育てていくことに有用。

④治療上の効果等

- ・治療上の効果が上がり、退院後の適応も良く、教育を受けることで、健康の回復やその後の生活に大きく寄与することも多い。また療養生活の質の向上にもつながる。

◎このように病気療養中も教育がとても大切なことが分かります。学校関係者、医療関係者が理解し、相互に連携しながら適切に対応することが望めます。

※次回は、本校の取組についてお知らせします